

大分市自治基本条例検討委員会 第3回理念部会 議事録

◆ 日 時 平成22年1月14日(木) 14:00~16:00

◆ 場 所 大分市役所議会棟 3階 第5委員会室

◆ 出席者

【委員】

井手口 良一、川辺 正行、小林 知典、近藤 忠志、中村 喜枝子、廣次 忠彦
の各委員(計6名)

【事務局】

企画課長 玉衛 隆見、同主幹 渡邊 信司、同専門員 姫野 正浩、
同主査 甲斐 章弘、同主査 永野 謙吾、同主査 足立 和之、同主任 阿部 美剛
(計7名)

【プロジェクトチーム】

(企画課長玉衛隆見、同主幹渡邊信二)

【傍聴者】

無

◆ 次 第

1. 開会
2. 議 事
 - (1)前文・目的等について
 - (2)その他(次回開催日程等)

<第3回 理念部会>

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 定刻となりますので、それでは改めまして、あけましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。本年もよろしくお願いいたします。これより、大分市自治基本条例検討委員会 第3回理念部会を開催いたします。 開会に先立ちまして、事務局の方から若干のご報告をさせていただきます。はじめに、お手許にお配りしております(報告1)と書いた資料がありますのでご覧ください。今後の日程についてでございます。年末にも文書にてご案内いたしましたとおり、「第1回部会代表者会議」を2月5日金曜日午前10時から、議会棟3階の課長控室にて開催いたします。この会議は全体の委員長・副委員長及び各部会の部会長・副部会長にご出席をお願いいたします。会議では、 |
|-----|---|

各部会で出た意見をすり合わせ、今後の議論の方向性を検討する予定となっております。次に、「第10回検討委員会(全体会議)」を2月12日金曜日午前10時から、本庁舎8階の大会議室にて開催いたします。

この会議では、部会代表者会議での決定事項をご報告するとともに、釘宮市長出席のもと委員の皆様と意見交換をしていただく予定としております。市長日程の都合もあり、日程をこちらで勝手に設定させていただきましたが、皆様のご出席をよろしく願います。

続きまして、(報告2)の資料でございますが、前回は他部会の検討状況をご報告いたしましたが、その後の検討状況をまとめておりますので、掻い摘んでご報告いたします。3ページをご覧ください。

この理念部会で検討した状況でございます。12月22日に開催した第2回部会の内容を記載しております。

「理念部会」では、「総論その他」として、『協働』というのは、やらされるという感覚ではなく、自分達のまちは自分達で良くするという考え方が必要ではないか」という意見や、『議会基本条例』は『自治基本条例』と対等の位置づけではなく、『自治基本条例』の一角を占めるものとする」という意見がございました。「前文」については、「今後の取組」欄に記載していますが、部会委員の皆さんが、それぞれ案を持ち寄り検討する中で、主語が「私たち大分市民」となり、「豊の国」をベースとした大分が誇る自然・風土、またこれからの取組みを交え、「世界に広く目をひらき」という国際的な部分を加味しながら、最後は「私たちは自治基本条例を定めます」という流れが良いのではないかとのおまとめとなり、本日、皆さんに再度お手数をおかけしましたが、案を持ち寄っていただいております。これをもとに協議していただくことになっております。また、「定義」の項目につきましては、『自治』という言葉の捉え方と併せて『協働』の定義をきちんと出す必要がある」とのご意見がございました。

次に、5ページをご覧ください。「市民部会」でございます。12月15日に開催した第3回部会の内容でございます。

この回では、「地域活動団体」について主にご意見が出されたところですが、「総論その他」として、『行政の責務』の一つに、市民活動団体や自治会、事業者、NPOなどの活動を情報提供することで、相互に連絡が取れるような体制作りを規定として入れてもらいたい」というご意見がございました。

次に、7ページをご覧ください。「執行機関・議会部会」でございます。12月16日に開催した第3回部会の内容でございます。

「執行機関・議会部会」では、幅の広い議論を行っていますが、主な意見といたしましては、中段位に記載しておりますが「公開について、条例に謳いこむ際は、最終的に『努力する』などの言い方にしておかないと、『ここまでします』と言ってしまうと身動きが取れなくなる」という意見や、一つ飛ばして「市民が自治を担うだけの意識を持っていただく必要がある」また「行政にあれこれ言うだけが市民ではなく、自分達も動き共に考えてというふうにならないと自治が成り立たない」といったご意見がありました。

次に、8ページに参りまして、上段の2つの意見ですが、「公開や参加という場合に、プラスとマイナスの側面があるということを押さえておく必要がある」「マイナスの側面というのは、効率性の観点から手枷・足枷となりスピード感

がなくなるので、そのマイナス部分を取り除かないと、この条例が混乱を引き起こすこととなるのではないか」というご意見がございました。

次に、11ページをご覧ください。「市政運営部会」でございます。12月22日に開催した第2回部会の内容でございます。

「市政運営部会」のご意見はここに記載しているとおりですが、今までの部会の意見を参考にたたき台を作成し、これをもとに検討を進めることとしております。また、下から2段目に記載しておりますが、特に市政運営に関しては「現行で制度がないものについては、今後どうするかという方向性がないと条文化できない」というご意見があり、そういったものについてどう扱うか代表者会議での議論としたいというご意見がございました。

次に、14ページをご覧ください。「市民参加・まちづくり部会」でございます。12月15日に開催した第3回部会の内容でございます。「市民参加・まちづくり部会」では、「協働」という言葉について意見が分かれており、引き続き議論を重ねることとしております。

ここで、「理念部会に係る他部会での意見（補足）」と書いたA4縦の一枚のペーパーがあると思いますが、こちらをご覧ください。年が明けまして、市政運営部会、市民参加・まちづくり部会、執行機関・議会部会が、本部会に先行して開催されているところでございます。その会議の中で、この理念部会に関連すると思われる意見が出たものがございますので、取り急ぎ抽出させていただいております。内容を報告させていただきます。

まず一番目、前文に関する事項でございます。前文につきましては、本部会で委員の皆さんが案を持ち寄って検討するということは他部会でも報告しておりますが、「前文は自治基本条例の顔とも言えるものであるので、部会外の委員も意見を言う機会が欲しい」というご意見がございました。ただ、こちらの理念部会の議論でも、委員の皆さんで話し合っていくのはもちろんですが、全体の委員にフィードバックしてもらって、仕上げを図っていくというご意見があったと認識しておりますので、これは特に問題ないと思います。

次に、基本理念・原則に係る事項でございます。部長さんから、「理念部会が先行して決めないと他の部会に支障があるようなところはないか」とのご懸念がありました。その当時は特に他部会からの意見は無かったのですが、年明けの会議の中で、大分市の自治基本条例に係る方向性について、「大分市がどこに向かうかをはっきりさせることで、自分達の条例の作りこみがしやすくなるのではないか」とのご意見が寄せられたところです。今までの理念部会の議論では、「主権は市民にある」との共通理解が図られていることと思います。ただ、それ以外の他自治体の自治基本条例で一般的に謳われる事項の例につきましては、情報の共有や市民の市政への参画・協働、また、人権の尊重等が入っているようでございます。今後の皆さんの議論の際のご参考にさせていただければと思います。

次に、定義に係る事項でございます。この部会でも主語に係る事項につきましては再三、お話が出ておりましたが、他自治体の条例で、「市は」という主語が用いられているのが見られるのですが、「その『市』の定義が何か良くわからない」、「その定義をきちんとすることで、条文が何を言おうとしているかが、はっきりするのではないか」というご意見が出されております。法制室でも話

を聞いたのですが、一般的に「市」と言うと、「市長等（執行機関）議会、市民をあわせたもの」という意見もあるとのことでございます。今までの理念部会の議論では、「市民」は、「大分市に住む人、働く人、学ぶ人」と広く捉えるということで、市民部会の意見と概ね同じであるという合意まではなされているところですが、これも含めまして、条文の主語に係る「市」の捉え方について議論することで、この課題も解決するのではないかと考えております。他自治体の定義の例としては、「市」は基礎自治体としての「市」ですとか、行政をあらわします「市長等」については市長を初めとする執行機関等といった書き方をしているところもあるようでございます。

最後に、「協働」の取扱いについてでございます。この語句の取扱いについて意見が分かれていた部会もあると報告させていただいておりましたが、昨日の市民参加・まちづくり部会においても、「協働」の取扱いについては、「見る人に誤解を与えないような、しっかりとした定義をするなかで、使っていきたい」ということで合意を得ているところでございます。今までの理念部会の議論では、「市民、議会、行政が対等の立場で、各々の役割分担のもと、共通の課題解決を図ること」で皆さんの共通理解が図られているものと考えております。この「協働」の言葉につきましても、こちらの部会での定義をしっかりとっていけばよろしいのではないかと思います。

前回の会議の際に確認いたしました、本日は前文の再度の協議、また、こういった文言の定義や、理念や基本原則についても話が出来れば、というところで終わっていたことと思います。以後の進行につきましては部会長さんをお願いしたいと思いますので、部会長さん、よろしく願いいたします。

部会長

はい、わかりました。それでは、今、事務局から説明のありましたところにご質問はないでしょうか。あの…、「協働」という言葉に、まだ抵抗感のある部会があるのでしょうか。

事務局

いえ、昨日の部会の議論の中で、他自治体の自治基本条例の中でも「協働」という言葉に誤解を与える要素があるのではないかと懸念する声もありましたが、「大分市が、『協働』というものがどういうものなのか、どう捉えるのかをきちんと定めていくのであれば良いのではないか」という意見が出ておりますので、「協働」という言葉を使うのは差し支えないということだと思っております。

部会長

今回の自治基本条例を定める中で、そういうことをはっきり謳って共通認識を持てるようなアクションさえとれば、あまり抵抗感とかいったことを心配しなくても良いということですね。

事務局

そうですね。部会長さんのおっしゃるとおりだと思います。

部会長

後は「市」とか「市長等」とか「市行政」というような言葉の使い方をしっかりとしないといけないと思うんですけども、それは今後の議論の中で話していくとして、前回まで我々のしてきた議論を軌道修正しないといけないと

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>というようなところは特に無いと考えて良いのでしょうか。他には何かございませんか。</p> <p>それではまた、全体会議もありますから、そのときにいろいろな課題をすり合わせていくことになると思いますが、我々の部会の進め方としては、「いつまでにどのあたりの議論まで進めなければならない」というような進行上の制約はありますか。</p> <p>2月5日に部会代表者会議がございますが、まずは、本日の会議の終わりに理念部会としてどのようなものをその会議に挙げていくかということをご皆さんの議論の中で決めていただければ、と思っております。先ほどもご報告しましたが、「大分市が進むべき方向性」ですとか、委員の皆さんもおっしゃられていた「市民が主役」とか「情報の共有」とかいったことを部会代表者会議の中で話していくことが他の部会にも波及して、また議論になっていくことと思っております。</p> |
| 部会長 | <p>「方向性」というと、「自治基本条例で考える市の方向性」というレベルと、「各論のレベルでの方向性」と、いろんな視点があるわけですね。我々が議論すべきはどのレベルとなるのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>まずは部会代表者会議の中で「理念部会としては大分市の自治基本条例はこの方向で進むのが望ましいと考えています」という一石を投じていただければ、他の部会も「大分市が進むべき理念はそう考えれば良いのか」と、議論が活発化していくものと考えております。当然一つの意見があればそれに対する意見も出ましようから、この部会としては理想に満ちた理念、原則をご提示いただければ良いのではないかと考えております。</p> |
| 部会長 | <p>とりあえず、我々部会の意見をまとめておいて、リアクションがあればそれに答えるなり軌道修正をしていくなりしていけば良いということで、まずは我々の意見を固めるということが先決ということでしょうか。それで、今日はどの辺まで進むと良いでしょうか。前文を仕上げるというのは前提として。</p> |
| 事務局 | <p>皆さんに今回も前文案を作ってくださいましたので、本日はこれをもとに前文の方向性を決めていただければと。今回は前文の骨格を決めていただきました。3部構成であるとか、大分市の自然を盛り込むであるとかの共通認識が取れたことと思っております。本日はこれに則った皆さんの前文案が集まっていると思いますので、「理念部会として前文はこういうイメージでいきましょう」というものを決めていただければ良いのではと思っております。また、そのイメージが定まりましたら、それに基づく理念ですね、「大分市自治基本条例としては、私達はこうすべきだと思います」というものを決めていただく、それが次の部会代表者会議につながっていくと思います。また、文言の定義につきましても、「市民」につきましても皆さんのお気持ちはほぼ一つになっていると思います。それと「協働」ですね。それ以外のものについても、今のうちに理念部会で定義付けられれば、他の部会でも混乱することがなくて済むと思います。先ほど</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>の「市」とかですね。そういったところの話が出来れば部会代表者会議でも議論が進みやすくなるのかなと思います。ちょっと、盛り沢山に言ってしまいましたが、そういったところではないかと思います。</p> |
| 部会長 | <p>それでは、前文をある程度まで仕上げてみましょう。今度は次の「目的」とかに移っていかないといけないですからね。</p> |
| 事務局 | <p>ちょっとよろしいでしょうか。大分市の「環境基本条例」を見ましたら、皆さんのイメージする前文と似たようなフレーズで書き出しているものですから、よろしければ、一つの資料としてご提示させていただきたいのですが。これをにらんだ上でご検討いただければと思います。</p> |
| 部会長 | <p>そうですね。これはいつごろ制定された条例でしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>平成18年です。</p> |
| 部会長 | <p>わりあい、新しい条例ですね。では委員さんの案も含めて読みましょうか。今、配られた環境基本条例については事務局でお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>はい。</p> <p>『大分市環境基本条例』私たちが住む大分市は、緑深き山々、水量豊富な大野川、大分川、豊穡な豊後水道に面した美しい海岸線など素晴らしい自然や景観に恵まれている。また、古くから瀬戸内海の海路に通じる要衝として人々が盛んに交流し、優れた歴史的文化的遺産と固有な風土が形づくられるとともに、新産業都市の指定を受けて以来、国内でも有数の工業都市として発展している。</p> <p>一方、資源やエネルギーを大量消費する現在の社会経済システムの中、私たちは快適で便利な生活を享受しているが、事業活動や日常生活における活動の拡大に伴う環境への負荷の増加が原因で、地域においては廃棄物の処理、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染等の問題、また、地球規模では、地球温暖化、オゾン層の破壊、砂漠化等さまざまな問題が生じ、生物の生存基盤である地球の環境が脅かされるに至っている。</p> <p>私たちは、自らが引き起こしたこれら環境問題の解決を図り、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承していくことが、私たちに課せられた重要な責務であることを認識し、一人ひとりがこれまでの利便性と物質的な豊かさを優先させてきた社会経済活動や生活様式を見直し、人と自然が共生する環境優先へとその意識の転換を図っていくことが必要であると考えます。</p> <p>こうした決意のもと、市、事業者、市民がそれぞれの立場で、また相互に協力して環境問題の解決に努めることにより、人々が良好な環境の中、心の豊かさをはぐくみ質の高い生活を営むことができる社会を実現することを目指し、この条例を制定する。」となって</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>部会長</p> | <p>おります。</p> <p>これは「環境基本条例」ということで、環境に限定された形で出ているのですね。それでは一通りそれぞれの案を読みましょうか。まずは私から読ませていただきます。</p> <p>「わたしたちの大分市は、豊かな自然と温暖な気候に恵まれ、「豊の国」と呼ばれて栄えてきました。</p> <p>古くは『南蛮文化・南蛮貿易』の交流があり、16世紀のヨーロッパでは、『豊後(BVN-GO)』は九州全体を指し、『府内(FUNAI)』は日本で最も有名な都市でした。</p> <p>また、新しくは、水深の深い港湾と、潤沢な工業用水を生かした『新産業都市』のものづくりに支えられて、近代的な住みよい都市をかたちづくって来ました。</p> <p>私たちは、この大分市を、さらに住みやすく、希望にあふれ、安心・安全なまちとして、次の世代に引き継いでいくことを決意したいと思います。</p> <p>日本は今大きく変わろうとしています。『モノからココロへ』、『地方の自立』、『地域発の国際交流』、『伝統文化の再興』……</p> <p>このような中であって、大分市のまちづくりは、市民が主役となり、市議会・市行政と協働して取り組むこととなります。それは私たち市民の『誇り』であり、また『生き甲斐』でもあります。</p> <p>わたしたち大分市民はここに、『市民協働のまちづくり』の道しるべとして『自治基本条例』を制定します。」ということです。</p> <p>で、この「豊後(BVN-GO)」とか「府内(FUNAI)」という言葉は、「南蛮文化・南蛮貿易」という言葉で表現するのはどうかとも思ったものですから、「大分学・大分楽」をやられた別府大学教授の辻野先生にご意見をうかがったんです。そうしたら、「当時のヨーロッパでは『豊後(BVN-GO)』は九州全体を指していた、『府内(FUNAI)』は有名な都市だった歴史があるから、条例に反映させられるものならどうだろうか」というようなご意見があったので入れてみました。また、後でいろいろご意見を賜りたいと思います。では、次の方よろしいですか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>私ですね。読ませていただきます。</p> <p>「わたしたちのふるさと大分市は、歴史と文化の香りあふれる豊の国の中心に位置し、大分川、大野川に育まれて発展を続ける、緑豊かな産業集積都市です。</p> <p>私たちは広く世界に目を開きつつ、先人たちの偉業を誇りとし、このまちを愛し、私たち一人ひとりの生きた証が、輝かしい未来につながっていることを信じています。</p> <p>わたしたち大分市民は協働と互惠の精神に基づき、英知を結集し、それぞれの責任のもとに役割を分担して、このまちを次の世代に確実に引き継いでいくため、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、ここに大分市自治基本条例を制定します。」</p> |
| <p>部会長</p> | <p>どうもありがとうございました。それでは次は委員さんでしょうか。</p> |

| | |
|------|--|
| 委員 | <p>はい。</p> <p>「豊の国大分は、自然環境にも恵まれ、東九州の重要な地です。先人の築いたまちを愛し、平和で幸福な生活をおくれるまちをつくり、未来につないでいきましょう。まちづくりの道しるべとして、大分市自治基本条例を制定します。」</p> |
| 部会長 | <p>はい、わかりました。それではその次、副部会長さんですね。</p> |
| 副部会長 | <p>はい。私は型にはまらない、伸びやかな前文にしたいなと思ったんですけども、やっぱり型にはまってしまったような気がします。</p> <p>「私達のふるさと大分市は、猿で有名な高崎山、鎧が岳、樅の木山等、緑豊かな自然と、肥沃な土地をはぐくんだ大分川、大野川の二大河川に抱かれています。また、東北部に広がる海は、古来より海の道として多くの歴史を刻んで来ました。そして今、新産県都として東九州経済活動の拠点になっている大分市です。</p> <p>私達は大分市民であることに限りない愛と誇りを抱いて生きています。先人の英知や努力によって築かれた歴史や文化を守り育てながら、夢と希望に満ちた未来を背負う次世代に、これらを継承してゆく責務があります。</p> <p>今、多様化する時代の中での地方自治は、私達が自治の主体として自覚をあらたにすることです。そして市民、行政、議会が一体となり、情熱をもって協働のまちづくりを進めて行かねばなりません。</p> <p>そこで私達は、市民総参加のまちづくりに向けて、大分市の自治の最高規範として、この条例を制定します。」</p> |
| 部会長 | <p>どうもありがとうございました。それでは次は…。</p> |
| 委員 | <p>私です。読ませていただきます。</p> <p>「私たちのまち大分市は、豊後水道と別府湾、高崎山をはじめとする緑の山々、大分川、大野川の二大河川という、海、山、川の豊かな自然に恵まれ、遠く奈良時代に豊後国府が置かれて以来、東九州の要衝の地としてたゆみない発展を続けてきました。その歴史と伝統、そして南蛮文化の吸収など進取の気風がいまって多彩な文化が育まれ、ひとびとの心のよりどころとなっています。</p> <p>新産業都市建設を基軸に一層の発展を遂げた大分市は、政治、経済のみならず、情報、交通、流通、教育、文化、福祉などあらゆる機能が集積する九州の中核都市として、また平和を希求し、諸外国との交流を進める国際交流都市として確たる地位を築き上げています。</p> <p>私たち大分市民は、先人から受け継いできた大分のまちをさらに飛躍させるために、議会、行政と手を携え、愛するふるさと大分を支える市民としての誇りと責任感を自覚し、協働と地域主権の時代を担う活力あるまちをめざし、ここに大分市自治基本条例を制定します。」</p> |
| 部会長 | <p>どうもありがとうございました。それから…。</p> |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>私です。</p> <p>「わたしたち大分市民は、山も川も海も豊の国と謳われる郷土を誇り、先人が残してくれた海外とも交わる開かれた心を受け継ぎ、作り上げてきました。</p> <p>これからも豊の国の民として、一人ひとりが自然を大切に、多くの方々と交流し、住みよい大分市を築く責任を感じ、平和で幸福なくらしが出来るよう、力を合わせ助け合うことを誓い、子孫繁栄の道しるべとして、この自治基本条例を制定する。」</p> |
| 部会長 | <p>どうもありがとうございました。今、皆さんに読んでいただいたのですが、かなり共通点もあるようでしたし、表現が違うだけで、趣旨はほとんど同じでまとまっていると思います。後は、どの表現をとるかだけの問題になると思いますが。これだけ材料がそろいましたので、後はどなたかにお願いして、一つの文章にまとめた方が、皆さんの意見もまとまりやすくなると思うのですが。どなたか「我こそは」という方はおられますか。</p> <p>前回、委員さんに著書をいただきまして、実に美しく立派な文章を書いておられたので驚いたんですけども、例えば委員さんにお願いして書いていただくというのはどうでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>今日集まった案を見てみますと、前回の議論の中で3つの要素は入れましょうということでお話ししましたよね。要するに「豊の国」と呼ばれるくらいの豊かな都市で、しかも産業都市であるということを入れるということ、それから、歴史があって現在があって、次世代につないでいきたいという想いを入れるということ、そして3つ目でどういう基本的な考え方に立って自治基本条例を作りますよという、この3つを入れるということ。その3つともがそろっている案が4つ出ているんですよ。あとの2つも要素は入っているんですが短すぎるものですから。</p> <p>それと、前回の話の中で、「新産業都市」を入れるという話が出ていたんですけども、結局、私は入れなかったんですよ。というのは、「新産業都市」という言葉は今ももう、普遍化していないんですね。要するに一つの事業名なんですよ、しかも過去の。そうすると、この自治基本条例の前文のような、将来にわたって普遍化していかなくゃならない概念の中に、一事業名でしかない言葉を固有名詞のように入れて良いのだろうかというように思いました。それで「産業集積都市」という言い方に変えたんです。</p> |
| 部会長 | <p>そう言われると、「新産業都市」という言い方は一時代過ぎたという感じもありますね。そういう見方であれば、新しく制定する自治基本条例の中にその文言が入るのは抵抗感があるかもしれないと感じたものですから、良い表現があればそれに替えることもあるのかなと感じたのですが、なかなか良い言葉も思いつきません。</p> |
| 委員 | <p>それと、前回、我々も議論して、また他所の部会でも議論があったということですが、「協働」という言葉もそうなんです、逆に今、辞書的には成熟して</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>いないような言葉であったとしてもですね、未来に向けて自分達で新しい言葉を作り上げていくというのもあるわけですから…。明治維新のときに福沢諭吉が新しい言葉をたくさん作り上げていきましたよね。ということは、その当時は「その言葉は何だ？」ということに絶対になっていたはずですが、今は、我々はその言葉が無ければ考えることすら出来なくなりましたでしょう。ですから、「協働」という言葉もそうですし、何か、大分市の産業を表すために、今は「どういう意味？」と言われそうな言葉であったとしても、勇気を持ってこの中に取り入れていって、将来に向けてそれが普遍化するというふうになれば良いなと思っているんです。</p> |
| 部会長 | <p>今、言われた「協働」っていうのは、まさにそのイメージで進んでいるわけですね。まだ、一般の市民の中にはこなれてはいないかもしれないけれども、いずれ、私達が思っている意味の方向に行くのは間違いないでしょうからね。</p> |
| 委員 | <p>前回もお話しましたが、「コーポレーション」という英語には「協力」という訳語があったんですが、わざわざ『協力』ではなく『協働』なんだというふうに、十数年しかまだ経っていませんが、訳語として採用してきたわけですから、まだ定着はしていないはずですけども。</p> |
| 部会長 | <p>そうすると、引っかかるのは「新産都」に変わる最先端の何と言いますが、活気のある都市であるということ表現する言葉が一つ足りないということになるんですけども。</p> |
| 委員 | <p>そこで、私は「産業集積都市」という言葉が最近、広く使われているようなので、これに替えてみたんですよ。これが「新産業都市」でも、言葉そのものは前後のつながりとか違和感は無いですけれども。</p> |
| 委員 | <p>委員が今、言われたように、「新産業都市」という一つの事業名が「産業集積都市」になったとしても、現に大分県内の都市の事実としてはこの言い方っていうのはあるのかなと。ITであろうと物流であろうと製造業であろうと、この言葉の中には全部集約されているということで問題ないのかな、と思います。</p> |
| 部会長 | <p>もう一つ産業という角度から見ると、日本が今、目指している科学技術創造ですか、そういうような要素も一つあると思うんですよ。だから、文章の流れで他にも何か適当な言葉が出てくるかとも思うんですけども、とりあえず「産業集積都市」という言葉を使って修正案を作ってみましょうか。</p> <p>何か一つ、形になったものを早く作っておいた方が良いでしょう、委員さん、いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>私ですか？…それともう一つ、部会長さんと言いますが、せっかくの辻野先生のご提案なんです、 「豊後が九州全体を指した」というのは、あくまで当時のヨーロッパの誤解ですからね。当時の地理的な理解力に基づく誤解ですから…。地図の中に確かに「豊後」って出てくるんですよ。しかも大きく、九州全</p> |

| | |
|-----|--|
| | <p>体を表すかのごとく出てくるんですが、正確には、当時はもう16世紀、室町時代も後半ですから、日本人的感覚で九州 = 豊後っていうのはあり得ない話だから。</p> |
| 部会長 | <p>私は歴史の方はあまり詳しくないんですけども、辻野先生の本を読み始めたら、大友宗麟が一番、勢力を伸ばしたときが長崎の方まで勢力圏内だったわけですよ。</p> |
| 委員 | <p>そうです。日向、薩摩、大隈以外は全てを押さえていました。</p> |
| 部会長 | <p>であれば、必ずしも間違いというわけでは…。</p> |
| 委員 | <p>いえ、「豊後」というのはあくまで分国名ですから、「九州」という地域の名前ではありませんからね。「九州」というくらいで九つの国があったわけですから、そのうちの一国の名前が、たまたまその当時の覇者としては九州の大半を大友家が押さえていたにしても、それをそのままヨーロッパ人の誤解に乗かって前文に載せていいものかなとは思いますが。</p> |
| 部会長 | <p>委員、どうですか。</p> |
| 委員 | <p>「豊後」というのは、気持ちはわかりますけれども…、落として良いような感じがしますね。言いにくいというか、キーワードが多すぎるような形になって、非常に難しくなったな、という気がします。</p> <p>言わせてもらうとしたら、「最高規範」というような言葉が必要ではないかな、と思いますけれども。でないと、後の条文の中にその言葉が出ればいいんですけど…。</p> |
| 委員 | <p>条文の中で「最高規範性」というものを規定しますから大丈夫だと思います。私もそれを考えたんですけどもね、いわゆる憲法に保障されている地方自治の大分市という部分を探るのか、日本全体の中で大分市という捉え方をするのか、要するに、大分市の中だけの最高規範という捉え方をするのか、どっちを先に入れておくかというのが悩むところなんですよ。</p> <p>「最高規範性」の方は条文で規定すれば良いかな、と考えているんですよ。</p> |
| 委員 | <p>なんと言いますか、中学生でも読めるようにということでしたけれども、これで読めるのかな、という思いがしたんですが、やっぱり難しくなってしまうものですよ。どうしても言葉としてはね、その言葉でしか言い表せないニュアンスがあるので、難しくてもその言葉を使わざるを得ないところがありますよね。易しい文章にしようと思っても、自ずから限界があるのかなという思いがします。</p> |
| 委員 | <p>そうなんですよ。</p> |

| | |
|-----|--|
| 部会長 | <p>昔よく言っていました「不磨の大典」というような、しっかりした、「そう簡単に変えたりいじったり出来ないんだぞ」という条例と、「時代が変わればまた変えなきゃいけないぞ」という変化に対応する柔軟な条例といろいろあると思うんですけども。次の世代に引き継いでいくときに、「君たち（言い方は）変えても良いんだよ、でも精神はこういうことだったんだよ」というような、私はどちらかという、そういう柔軟なものの方が好きなものですから、ちょっとこだわるんですけど。</p> |
| 委員 | <p>誰かが取りまとめるにせよ、せっかくこうやって6人の委員が前文を作ろうという話になります。我々、一生のうちでこういう仕事ができるチャンスというのは絶対にありえないわけですから、「あのフレーズは自分が書いたんだ」というのは全員が共通認識として持てるようなね、「私のこの言葉だけは絶対採用してくれよ」みたいな、そういうものを、やっぱり皆さんが持っていないといけないんじゃないかなって思いますよね。</p> |
| 部会長 | <p>そうですね。私も過去にそういう経験がありましてね。新しい職場を作るときに、やっぱり皆で共通認識を固めていこうと、全員からキーワードを出させて整理していったことがあるんです。そして、10年、15年経ちしてから当時のメンバーが集まったときに「いや、あの部分は俺が提案して作ったんだ」とかいうのが続出しましてね、「彼らはあの時、相当入れ込んでいたんだな」と思ったんですね。</p> |
| 委員 | <p>そうですね、そんな一生に一度のチャンスとときに自分の足跡を残せるか残せないかというのは...、生きた証ですからね。</p> |
| 部会長 | <p>かなり気合が入っていますね。では、そういうことを各メンバーそれぞれが出した中からキーワードを出せるだけ上手く行き渡るようにピックアップして、組み立てていくという作業について、ちょっと難しいけどいかがでしょうか、委員さんにお問い合わせできますか。</p> |
| 委員 | <p>作業はしても構いませんが...</p> |
| 部会長 | <p>たたき台が出来るのは次回で良いんですかね。進め方として前文を仕上げるというのは。</p> |
| 事務局 | <p>2月5日に部会代表者会議がございます。本日6人の委員の皆様が想いをもち寄ったわけです。部会代表者会議の前に、例えばもう一回部会を開いて「ある程度こういう形にしようか」ということをするのか、ということですね。そうであれば、今、委員さんがおっしゃいました3段構成にしようよとかいう約束事を満たした案が4パターンある、この中でこの文言はぜひ入れましょうとかいう方向性を作って部会代表者会議に持っていくと、素案みたいなものを作ってですね。</p> |

| | |
|------|--|
| 部会長 | <p>という、2月5日前にもう一回集まらないといけないということですね。</p> |
| 事務局 | <p>今、ご提示したやり方は、私も皆さんに強制はできないんですけども、例えば「2月5日前にもう一回持ち寄って、話をしようか」というご意見になれば、お集まりになって、「部会代表者会議のときに理念部会として持って行くのはこれですよ」ということが決まれば良いのかなと思いますけれども。事務局からはなかなか言い辛いんですけども。</p> |
| 部会長 | <p>そうすれば、2月5日までに皆さんのご都合はどうですか。1月25日か28日でいかがですか。</p> <p>(28日午後で良いの声)</p> |
| 部会長 | <p>それではそのときに委員の案を基に最終案が出来上がりますので、それを固めることになろうかと思えます。</p> |
| 委員 | <p>先に資料を渡されて、意見をもらっておくということになるんでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>もちろん、出来上がったらすぐ持っていきますけれどね。今週一杯、私に「このフレーズを必ず入れて欲しい」というのを言っていたら参考にさせていただきます。そういうのが無かったら、私が皆さんの文章の中からピックアップします。</p> |
| 副部会長 | <p>そこまでしなくても、良いんじゃないですか。いろいろ意見を聞いていたらすごくやりにくくなりますよ。</p> |
| 委員 | <p>お任せします。実はインターネットでいろんな各市の条例を取って見たんですが、皆まちまちです。そこを議論していくと議論百出で一日やそこらじゃ終わらないですね。</p> |
| 委員 | <p>でも見てみると、ほとんど似た形になってきていますよね。同じ方向性を皆さんが見ているということは間違いありません。</p> |
| 部会長 | <p>後は言葉の選び方の問題だと思いますね。それでは、28日の14時からもうほとんど最終討論という形でまとめて、他の部会にも示せるようにして、出せるようだったら、部会代表者会議の方に持っていきたいと思います。</p> |
| 副部会長 | <p>今日は「目的」の方には入らないんですか。</p> |
| 部会長 | <p>ええ、ですから、今日は前文の議論はちょっと外しておいて、一步先に進むと「目的」を議論しなくちゃならないんで、「目的」に入りましょう。ただ、「目的」は原稿を作っておられる方とそうでない方がおられますよね…。案を出していただいた方の方を読んでいただけますか。では、副部会長さんから読んでいた</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>だきましよう。</p> |
| 副部会長 | <p>はい。目的（案） 「この条例は、大分市における自治の基本理念を明らかにし、市民、議会、行政の役割や、自治を進めるための原則を定めることにより、地方自治を推進し、市民の相互扶助力を強め、共に生きる活力に満ちた地域社会を築くことを目的とします。」</p> |
| 部会長 | <p>はい、ありがとうございました。それから、もう一方おられましたよね。</p> |
| 委員 | <p>はい。 「この条例は、本市におけるまちづくりについて、基本的な考え方や仕組みを定めることによって、市民によるまちづくりを実現することを目的とする。」</p> |
| 部会長 | <p>はい、ありがとうございます。他の方はまだ作られていないようですね。さて、それでこの目的なんですけれども、実務的に書くか精神論的に書くかと、方向性で別れるんですが…。</p> |
| 委員 | <p>前提として、一つ言わなきゃいけないのは…、お詫びと言いますか、議会として大変申し訳ないなと思っているのは、我々が議会基本条例を先行しました。そうすると、この目的の中で本来「自治基本条例」ですから、基礎自治体としての大分市の中で、機関としては議会と市長と行政運営のための執行部の3つがあって、その3つを全部網羅してきちっと定義づけをするんですよという形になるんですが、議会基本条例を先に作っちゃいましたので、後の二つだけになったんですよ。そこで議会との調整は必要にはなるんですけれども、私達が議会基本条例を先に作ったときに、自治基本条例の上に、あるいは並列して並べておくというものでは決してなく、自治基本条例の中に含まれている、一角を占めるものであるという考え方のコンセンサスは持って作っていますので、「目的」の中でそれぞれの機関の役割分担を規定するという表現に持っていけば、それはそれで、今度は議会基本条例の側に附則をつけるなり、あるいは条文の中に「議会に関するところは議会基本条例に順ずる、準拠する」といった表現の条項を入れるとかすれば、良いかと思えますけれども。いずれにしても、自治体機関としては市長、議会、執行機関と3つがあって、市民がいるので、4つの大きな真ん中で、さっき言った「協働」だって成り立つわけですから、どこか1箇所、表現として欠けるのはおかしいんですよ。ところが、じゃあ、それを入れると「議会基本条例があるのに、また、ここで議会か」という話になるということがあります。その辺のところは我々（議会）の方で調整します。</p> |
| 部会長 | <p>私、不勉強で申し訳ないんですけど、「市長」というのは行政のトップじゃないんですか？また全然別物なんですか？</p> |
| 委員 | <p>地方自治法で規定されているのと、公職選挙法で規定されているのといろい</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>ろありましてね、元々日本の地方自治の体制っていうのは明治憲法のまま、ずっとずっと来ているんですよ。ですから、市長さんは行政のトップではあるんですが、それに対して市議会は並列なんですよ。だから、両方別々に選挙で選ばれるんです。</p> <p>市長さんは予算を編成しますけれども、議会が「うん」と言わなくてはそのお金を使えないんです。そして、市長さんは大分市に住んでいなくても良いんです。どこか北海道の辺りに住んでいても大分市長を出来るんです。でも、議員さんは地元の代表ですから、全員が大分市民でなくてはいけません。そういったことはあるにせよ、両方が市民から市民の主権を負託された対等の機関だということになります。</p> |
| 部会長 | <p>私のイメージでは、俗人的に「市長」が誰とかどこに住んでいるとかは別にして、執行機関としての機能があるんじゃないかと。で、「議会」は別に一つの機能を持っているんじゃないかと。それから「市民」というのは受益者であり、タックスペイヤーであり…。その3つの機能が並んでいて、それぞれに基本条例があって、それを括るのが自治基本条例かと思っていたんですけど。</p> |
| 委員 | <p>それを、ここでどうするかを「目的」の次で決めていくことになると思うんですが、もちろん地方自治法だとか、条文、法律に逸脱するようなことは出来ませんけれども。</p> |
| 部会長 | <p>「目的」の決め方如何によっては、委員さん、他の部会に大分影響が出ていきますかね。</p> |
| 委員 | <p>出ていくでしょうね。「目的」のあり方如何によって、後の条文に影響を及ぼすでしょうね。</p> |
| 部会長 | <p>その議論というのは、まだ、あまり具体的にはやっていないんでしょうかね。</p> |
| 委員 | <p>そこは部会代表者会議で出てくるんじゃないかなあと思いますね。そこは部会長さん達の想いの中で。</p> |
| 事務局 | <p>昨日の部会の中で、その議論のところをする予定であったんですけど、委員全員の出席が叶わず、その整理が出来ていません。</p> <p>当然、議会と行政とそれを包含した形での自治基本条例ということであれば、最高規範性という形で整理されるべきだと思いますけれども、部会の方で、「並立した『行政基本条例』と『議会基本条例』なんだ」というような話になりますと、その辺がかみ合わなくなる、その辺の整理も実は部会代表者会議の中でお願いしたいなと思っております。</p> <p>そして、こちらの部会では「こういうふうな考え方です」ということをお示しただけならば、全体でそういう方向に進んでいくということであれば、逆に進みやすくなるのかなと考えております。</p> |

| | |
|-----|--|
| 部会長 | ちょっと重い課題をいただいてしまいましたね。 |
| 委員 | いえ、自治基本条例の中に自治体の一角を担っている「議会」の機関としての定義を必ず入れる、入れるけれども「それは議会基本条例に準拠しますよ」という形にさせていただけるのが一番、ありがたいわけです。一番、調整がしやすいということ。 |
| 部会長 | 議会基本条例は独立してあったら、それはそれでなにも問題ないわけですよ。 |
| 委員 | そういう考え方もあります。 |
| 部会長 | ただ他の2つと大きな傘の下に入れようというふうになると、そこで微調整が必要になってくるわけですよ。 |
| 委員 | 無いと思いますけれど…。要するに自治基本条例の中で、議会に関する事柄はすべて議会基本条例に準拠するという形で入れ込んでおけば最高規範性が両方にかぶさりますから、どちらが最高規範かという争いをしなくて済みます。 議会基本条例しかない自治体、自治基本条例はあってその中で議会のことは謳っているけれど詳しくは謳っていない自治体、いろいろな温度差がありますので。 |
| 部会長 | おそらく、「協働」という概念をずっと進めていくと、その「協働」の仕方、お互いのつながりあいのあり方というものを具体的に議論しなくちゃならないところまで…、自治基本条例ではいかないかもしれないけれども、いずれは行き着くわけですよ。 |
| 委員 | まあ、妙な例え話をして申し訳ないんですけども、委員さんは市役所入所の際は安東玉彦市長じゃなかったですか？ |
| 委員 | そうです。 |
| 委員 | それから、佐藤益美市長、木下敬之助市長、釘宮磐市長と4市長に仕えているわけです。昔なら大友某の息子に仕えて大友家の家臣になるわけですけども、今は、市長さんは選挙でその都度選ばれるわけですから、市長さんが変わっても彼ら役所の地位は全然変わらないでしょう。そうすると市民が主権を負託している対象は「市長」と「議会」でしかないんですけども、それとはまた別に執行機関があって、執行機関はそれぞれの意思によって動くわけなんです。市長が右にハンドルを切ったときに左に行く職員はいませんが、市長が、運転手がいなくなっても実は市は動きますよね。 |
| 部会長 | おそらく、それは成文化していようとしていまいと、過去からずっと積み上 |

| | |
|------|--|
| | <p>げてきたものであるわけですから、それが上手く機能することは確かだと思っ んで、ただ、その「市民協働」の「協働」が問題になってきたときに「どの程 度まで何をやるのか」という、具体的なことになって議論が始まったときに結 論が出ないというか...、どっちに準拠すれば良いのかが分からないという状況 が出てくる可能性はあると思うんですけれど。</p> |
| 委員 | <p>私は、もう少し楽に考えていたんですよ、以前は。ところが鹿児島県の阿久根 市ってところで面白い市長さんが現れましてね、あれ以来ね「これはちゃ んとしていないとえらいことになるぞ」って思うようになったんですよ。</p> |
| 部会長 | <p>そこら辺も大事な議論として...、メインストリートではないかもしれませんが けれどもありますよね、そういうのが。</p> |
| 委員 | <p>目的そのものはね、それぞれの市の内部の機関を規定して、それぞれの役割 分担と、市民の側に「何が責任で何が権利なのか」ということをきちっと、明 確にするということが目的ですから、それはまあ、文章の表現で。ところが「ど の機関を」という話になったときに、どこまで機関を謳うかっていうのは出て きますよ。</p> <p>主権者は市民であるということはどこかで謳わなきゃいけませんけれども。</p> |
| 部会長 | <p>また、少し考えた上で準備しなけりゃいけないかもしれないから...、ちょっ とこの話は保留にさせていただきたいんですけども、そうすると、現実的な 問題として、これからずっと条文を作っていく中で、どこまで具体的に書くか、 どこまで抽象的なステップでとどめておくかという判断が必要になってくると 思うんですよ。詳しく書きすぎるとまた、問題が必要以上に広がってしまう し。</p> |
| 委員 | <p>もう、詳しく書かないに越したことはないと思うんですよ。要はこの6人 の中でそういう論議がきちっとされて、そして、前文を作るときみたいに一定の 合意に、一定の方向に皆の顔が向いていることが認識できるようになれば、後 はもう作業だけの問題になるんですから。</p> <p>「目的」の部分あるいは「理念」のところ、やっぱり同じような方向で、 皆が同じ方向を向いたらというところが必要なんじゃないかと思うんですよ。</p> |
| 部会長 | <p>今みたいな議論が、これからある程度、成文化はしなくてもはっきり考え方 をまとめていかなきゃいけないと思うんですけども、この前、出していた いた他所の市町村の事例ですよ、どうですかね、そういう点で見て「目的」 の書き方は随分簡単なものと行数を使って書いているものといろいろあると思 うんですけど。</p> |
| 副部会長 | <p>「目的」っていうのはあまり長くないんじゃないでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>基本的に副部会長さんの案のようなものが一番多いんですよ。</p> |

| | |
|-----|---|
| 部会長 | その程度で問題が起こらなければ一番良いわけですがけれどね。あいまいにしておいて。ただ、やっぱりなんと言いますかそれぞれのところで、ある程度こういう議論をしていたと思うんですけれど、我々はどの辺りまで議論しておいたら良いのかというのが、私は全然判断がつかないんですけれども、どうなんでしょうかね。 |
| 委員 | これは皆で決めたことですがけれども、「市民」の定義では、要するに、大分市に住民登録をしていない人も入れるということにしましたよね。それはそれで正しい選択だったと思いますよ。例えば、ポイ捨て条例なんか当然、大分市に来た人は、たとえ観光客であろうと隣の市から働きに来ている人であろうと、守らなければいけないわけですから。それは良いんですが、一方で、「誰が主権者か」となれば、当然、「大分市に住んでいる人」だけが主権者になりますよね。 |
| 部会長 | その「主権」というものがなんなのかということも、突き詰めていくと変わる可能性がありますから、「主権」が変わると協力の度合いも変わってくると思いますから…。非常に不安定な感じがするんですが。 |
| 委員 | そうですね、実は辞書的にも、今おっしゃられたように、非常に難しいんですよ。「主権者」と言いながら、大分市に住民登録をしているけれど選挙権を持っていない人はどうなるのかとか、突き詰めていくとどこにも書いていないという話になってきますし。 |
| 部会長 | いや、「書いていなくて良かったね」ということとか、「何でこういうことも書いてないのか」って怒られることもあるかもしれないし…。委員、そこら辺の判断は…。 |
| 委員 | <p>難しいと思います。だから、「主権」の判断は、それぞれの部会が各論で挙げてきたときに、逆にはっきりさせないといけないという位置付けの方がやりやすいと思うんですけど。</p> <p>逆に「主権」から入ると…、「まちづくりはこうあるべきだ」、「市民の役割はこうあるべきだ」、「議会の役割はこうあるべきだ」、「執行機関の役割はこうあるべきだ」ということが出てきますよね、今からしなきゃいけないことが。その上に立つ、それを、各条例のとか、いろんなすり合わせをするから、それとの整合性を保つために、「やはり『主権』という一つの大きな定義がいるのではないか」ということになれば、そこで組立てをすれば良いかなという思いがするんですけれどもね。</p> <p>委員の言うように、「主権」のあり方っていうのはいろいろあると思います。だから「各論がずっと積み重なるのにあたって、『主権』という定義をおいたほうが、よりこの条例としてわかりやすいんだ」という判断がたつんだったら、その時点で考えれば良いんですけどね。</p> <p>逆に「主権」というものを一つ定めて各論を見ていくというスタンスもありますけれどね。非常に難しいと思います。それぞれの事情において「主権」は</p> |

| | |
|-----|---|
| | 領域というか対象とするエリアが違うと思います。 |
| 部会長 | そういう形で処理できれば、我々としては一番素直な形で好ましいと思うんですけど、他の部会から「こういうことについてしっかり根元のところで考えを示してくれ、そうじゃないと条文を書けないよ」というようなことを言うてくる可能性はありますか。 |
| 委員 | 逆にそれが出てきたら「主権」を議論し合えば良いんじゃないですかね。 |
| 部会長 | それが出てくるまでは放っておくと... |
| 委員 | その方が...、私たちの作業としては進めやすいと思うんですけどね。やっぱり、「主権」は何かの事象が無いと...、その言葉が無い限りは議論がしづらいと... |
| 委員 | 私は、無理にその「主権」という言葉を入れる必要があるのかなと感じています。今の段階で。委員さんもおっしゃいましたけれど、「主権者である市民が」という言葉があったりとか、いくつかあるんですけど、しかしその言葉「主権」が無くて、文章としては成立するんじゃないかと思うんですよ。 一般的に「主権」と言った場合には「国民主権」、憲法の方をイメージとしては...、私なんか特に出てくるので、「『市民主権』と憲法に謳われる『主権』とどう違うんだ」という話になってきたりと...、そういうふうに思うんですよ。だから、委員さんが言われたように、どうしても決める必要が出てきたときに決めた方が良く思うんですよ。 |
| 委員 | ただ、例えば市長さんが、どういう裏付けによって「市長」としての職務をしているのか、あるいは予算を決めるときには、職員が組み立てるにせよ、市長さんの名前で議会に上程する、予算を組んでいるのは市長さんなんです。市長さんが何で予算が組めるのかという素朴な質問が出たときに、「それは市民の『主権』を負託されているからです」とかね、選挙で。 |
| 部会長 | それは良いんですけど、その負託されている部分の取り決めごとってというのは、自治基本条例で決めなきゃいけないんですかね。 |
| 委員 | 市長さんと議会と市役所と市民によって市は構成されていますよみたいな形で話を進めていくとすると、言わば市の骨格みたいなところをきちっと明確にしようとする、「何で市長さんは市長さんとしていれるのか、議会は何で議会としてチェック機能が持てるのか」という素朴な疑問が出たときに、用意をしとかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。 |
| 部会長 | それは、今、これから作る自治基本条例ができる前から、そういうのはちゃんと仕事が処理されていたわけなんですよ。 |

| | |
|-------------|---|
| <p>委員</p> | <p>昔はそうだったんです。ところが平成11年に地方分権一括法という法律ができて、主権が二つに分かれたんです。委員がさっき、ちらっと言いましたけれど、「国民としての主権」と「地域住民としての主権」の二つに分かれた、前は一つしかなかった。</p> <p>「主権」というのは「国民としての主権」で、国会議員を選びます。選ばれた国会議員は首相を選びます。首相は大臣を選びます。大臣が全ての権限を分掌しているんです。そして県知事さんなり、市長さんなりに「ここまではお前たち地方でやって良い」という形で命令をするか、機関委任事務と言って、「国の仕事だけれど、お前たち地方でやってくれ」と頼むか、そういう形で全てがそこに集中していたんです。</p> <p>ところが、地方分権一括法という法律ができて、国と地方が対等になったんです。従って、住んでいる人が二通りになるんですよ、同じ人なのに。「国に対しての主権者」と「地域に対しての主権者」とに分かれるんです。法理論的に言うとそうなるんです。</p> <p>しかも、国は一元負託です。国民は国会議員を選ぶだけです。ところが地方自治体の場合は首長さんと議会の議員と両方選ぶんです。だから、二元負託になるんです。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>副部会長さんわかりますか？</p> |
| <p>副部会長</p> | <p>(この議論では)あまり難しく考えない方が良いでしょう。</p> |
| <p>委員</p> | <p>後はさらっといったら良いんですけど、そういうふうなものが背景にありますよ、ということです。</p> |
| <p>委員</p> | <p>何で日本は二元負託にしているんでしょうか。</p> |
| <p>委員</p> | <p>それは共和制を採らなくて、議院内閣制を採っているからですよ。憲法改正すれば共和制にすることも可能ですけれども。あるいは共和制にいったん持っていかなくても、首相を公選制に変えることは出来るでしょう。</p> |
| <p>委員</p> | <p>なかなか、やろうとしませんよね。</p> |
| <p>委員</p> | <p>それは憲法を変えることに非常にアレルギーがありますから。</p> <p>結局はね、「目的」に関しては常識的な線しかないと思いますよ。大体、どこも似たり寄ったりです。突拍子も無いような目的にしたような自治体は見当たりませんよ。</p> |
| <p>部会長</p> | <p>そうすると「目的」のところはあんまり深く考えない方が良いでしょうということになりますね。</p> |
| <p>委員</p> | <p>最終的にはそういうことですね。ただいっぱい問題があるんだっていうことは...、特に部会長さんは部会代表者会議で他所から突っ込まれる可能性がある</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>でしょうから。</p> |
| 部会長 | <p>うろたえてしまいますね…。そうすると、「目的」の文章は前文のときみたいに我々委員が皆で出し合わなくても事務局で素案を作ってもらえば良い…。</p> |
| 委員 | <p>一つ、我々のところで言うておかなければならないのは、権利とか義務とかいう言葉を入れるか入れないか。入れてないところもあります。「権利と義務を明確にすることが目的なのか」というところが入るのが入らないのか。</p> |
| 部会長 | <p>真面目に突き詰めた議論を積み上げたうえできちっと書くやり方でいくのか、それとも、この部分は極端な話で言えば、どうにでも解釈できるというようにある程度フレキシブルな形で考えて書いておくのが良いのか、今の話をうかがっていると、後者の考え方のほうが良さそうですね。</p> <p>そうすると他所のまちも同じようなことを考えているのかもかもしれませんけれども、そういう例の中から「目的」については事務局で案を出していただけますか。</p> |
| 事務局 | <p>それは、いずれにしましても、各部会で議論をして、たたき台を作っていたいておりますけれども、持ち寄りますと当然、ちょっと表現が違つと、「ここはどうなっているのか」というふうな質問も出ます。一応、出揃いましたら、事務局で課題といいますか、整理しなければならない事項を列記いたしまして、その辺を委員の皆さんに最終的には整理していただく、その部分が再度また、「その整理はつじつまが合うように調整してくれ」ということでありましたらやりますし、どこの部会も最初から完璧なものを、「前文」とか「理念」とか「目的」とかをきちっと踏まえたうえで、全て出来るとは思っていないと思います。そういうお気持ちを持って望まれた方が動きやすいのではないかと考えておりますし、当然私たちには法規という担当があります。法規という視点で見たときに「ここはどうなのか」ということで質問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>ですから、最初から完璧を期して全て作り上げるということになりますと、なかなか、筆が進まないと思いますので、「気楽に」というのは不適當かもしれませんが、大体イメージした形で準備されるという方が動きやすいのではないかと考えています。</p> |
| 部会長 | <p>わかりました。それじゃあ、「目的」というのは今、言われたような形で今後対処していきたいと思っております。それから次は「定義」に進んで良いですかね。「定義」はこれもあまり厳密に定めてしまわない方が良いでしょうね。</p> |
| 委員 | <p>ここで「協働」という言葉をはっきり打ち出すわけでしょうか？うちの部会に預けられた…。それが無いと他の部会に影響を及ぼすということであれば、ここではっきり…。</p> |
| 委員 | <p>「協働」の概念はこの間出したよね。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | 私が先ほどお話をさせていただいた方向性で良かったですね。「市民と議会と行政は対等の立場で、それぞれの役割分担を決めて、お互いに共通の問題に対処していく」というようなことを言うということで。皆さんのご意見として。「どっちが上だとかいうことはなくて皆で肩を組んでいきましょうよ」ということで良かったですね。 |
| 委員 | そうそう。ちょうど文章の長さもこれで良いですね。「市民、議会、行政が対等の立場で各々の役割分担のもと共通の課題解決を図ること」で、前回、この部会で皆で合意しました。だから、「市民」の定義が決まって「協働」の定義も決まって、後最高規範性はもちろん、条文で…。 |
| 部会長 | それで最高規範性を入れても右往左往することにはならないんですかね。特に問題にはならないんですね。 |
| 委員 | それはなりません。作る以上、自治基本条例ですから、これが。 |
| 委員 | むしろ言葉が無いと、今度、形作られたものに対して既存の条例を全部見直さなくてはなりませんから、やっぱりそういう言葉を打って出た方が後々与しやすいというか、あるべきだと私は思いますね。 |
| 部会長 | 「自治基本条例に書いてあるじゃないか」ということですね。 |
| 委員 | どちらにしても、これが精神ですからね。そこから各条例に降りていくわけですから。 |
| 事務局 | 後は私が先ほどお話ししました、「市」と「市長等」ですね。主語が「市は」となっている他市の条文があると、そのときの「市」は何だろうかというところが他の部会でも出ましたので、皆さんの中で「『市』はこういうものを指すんですよ」とか「執行機関を『市長等』と言うんですよ」とかしてしまうと理解しやすいと思うのですが…。 |
| 委員 | いや、むしろ「『市』というだけでの単語を主語には持ってこない」ということを決めておいた方が良いんじゃないですか。 |
| 部会長 | 「市」が主語になっている例が他自治体にあったですかね。 |
| 委員 | 他所にはたくさんあります。あるんですけど、その主語が何を指すか、僕には良くわかりませんね。 |
| 部会長 | 本当にそれはわかりませんね。注釈をつけていただかないとどうしようもありませんね。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | 例えば、前回、色分けをした資料をお配りしていたと思うんですけども、この4 Pのところ「市は」という表現がございます。そして行政評価の項目のところは「市長等は」という主語になっておりますが、情報公開の項目の時には「市は」となっております。この使い分けについて、どういう場合のときに「市長等」と使うのかというのがあります。 |
| 委員 | 「市長等」とか「市長と執行機関と」とかね、あるいは「市長と執行機関と議会と」とか必ず全部入れてしまって、「『市』という言葉は使わない」ということを決めた方が良くないですか。 |
| 部会長 | その方が良く感じますね。 |
| 事務局 | 「市」の定義はどこかで必ず挙げる必要があると思います。札幌市では「市長等と議会を含めて市と呼びましょう」という約束事を決めた上で「市は」という主語を文章によっては使っています。 |
| 委員 | ところが定義していても、案外、必要十分条件の中に入らないで、どこか偏ってしまったケースが結構あるんです。定義はしているんだけど、いざ使ってみると「これには議会は入ってないだろう」とか「これは執行機関だけの話だぞ」とかそうになっているケースがあるので、非常に不明確です。 |
| 事務局 | もっと言うと、条文によって主語を変えるべきだろうと思います。「市は」というふうな章の条文と、「市長等は」という章の条文とありますので。 |
| 委員 | どうしても「市」という言葉を使わなければならなくなったときに考えなきゃいけない話で、「使え」という話のときに定義づければ良いわけであって、今のところは市を構成している要素を全部一個ずつ列記して行って主語に持っていく、煩雑のようにあるけれどその方が正確ですよ。 |
| 委員 | この資料の札幌市の定義のところ、「『市』は議会及び市長等をいう。以下同じ」となっているんですけども、「市」と言ったときに「『市民』は『市』じゃないのか」というようにも...、わざわざここに自治体としての「市」というふうにも読めるときにそういう定義をするのがどうなのかっていうのは感じますよね。 |
| 委員 | 「市民」と相対するものとして「市は」と捉えてしまっているから、逆に「協働」という言葉はむしろ反してしまう可能性があります。 |
| 事務局 | 定義の中で「市長等」と「議会」と「市民」合わせて「市」というふうに定義をするという可能性もあると思います。 |
| 委員 | だから「市民」を使わずに、今言った3つを言わなきゃいけないときには3つとも入れるというふうにしておけば、主語の中に「市長等と議会と市民は」 |

| | |
|-----|--|
| | <p>というふうに入れば良いだろうし。</p> |
| 部会長 | <p>この条例を全然関係なしに、市民の方に話しているときに「市」っていう言葉が出てきたとしても、それは一々定義しなくたって通じることになるんですけど、条文じゃそういうわけにはいかないんでしょうね。「言葉の意味はわかるだろう」と言うわけにはいかないわけですから。</p> <p>そうすると、やっぱり書かなきゃいけない、書くとするといろんなところに出てくる「市」が全部引っかかってくる、だから「『市』という言葉はむしろ使わない方が良い」ということにここでしておきますかね。それに似たようなあいまいな文言も外していくということで注意して成文化していきたいと思います。</p> |
| 委員 | <p>その点では上越市では「『市』は基礎自治体の上越市なんだ」としていますね。で、文章の中は「議会」とか「市長等」として…。</p> |
| 委員 | <p>「主語」としては使わない。定義をしています。</p> |
| 委員 | <p>上越市はね、39条に「市は、」と言って市の役割を謳っているんですね。国、県との関係で。</p> |
| 委員 | <p>だから、それは基礎自治体としての定義づけなんです。</p> |
| 委員 | <p>だから「市」を基礎自治体として定義しているし、さっき言った札幌市は議会及び市長等をいうとしていて、できるだけ使わないようにしていますね…。</p> |
| 委員 | <p>そのとき初めて「大分市は」と言って使って良いのでは。国全体の中での大分市の権限とか、地位、位置とかを規定しているさっきの39条に相当する部分が必要になれば、そのとき初めて1回だけ「大分市」というのが出てくるんでしょう。</p> |
| 事務局 | <p>今の段階では、委員が言われたように、各部会で「ここは『市長』と『執行機関』と『議会』を言う」というような形で整理をされて条文化していくと非常にわかりやすいと思うんですよ。最終的にそれが一つにまとまったときに類似した項目についてはこれというふうに定義をして整理をしていけば。</p> <p>そこら辺の作業は、今の部会員さんに現段階でそれをしながらやるっていうのは困難だと思いますから、調整の段階でさせていただくという形をご理解いただいた方が良くないかと思います。</p> <p>それぞれの部会では「この条文は議会まで入っている」とか、「この条文は市長」、「この条文はどこまで含んでいるんだ」という整理をしていただいた方が、お互いが理解されやすいのではないかと思います。</p> |
| 部会長 | <p>そうですね、わかりました。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | <p>そう書いてくれと言っておいて、結果として3つの要素が全て含まれているものが出てくれば、それを定義していった新たな単語を一つを作ればいいわけですね。</p> |
| 事務局 | <p>そうですね。定義出来ない分についてはまたきちっと整理をしていって、誤解の無いような形で最後まとめていくという形をとった方が、段階的には動きやすいんじゃないかなと思います。</p> |
| 部会長 | <p>逆に我々の立場から見ると、「特定の部分にひょこっと出てきたものを定義づけて書くのはやめましょうよ」ということを言わなきゃいけない場合もあるかもしれませんね。</p> |
| 事務局 | <p>最初の段階では、「どこと、どこと、どこを言う」というふうな形で捉えてくれた方がまとめやすいんじゃないかな、皆さんが定義されやすいんじゃないかなと思いますね。「それはここまで入っているんじゃないの」という議論もしやすいと思いますね。最後のまとめは当然、していかなきゃならないんですけども、まとめという形になれば当然、事務局なり、法規の方も整理したうえで「いかがでしょうか」という形で提案させていただく、という形の方が最終的には委員さん達もまとめやすいんじゃないかなと思います。</p> |
| 部会長 | <p>はい、わかりました。そういう考え方で進めていきたいと思いますが、「定義」のところが一番厄介なのは「協働」という言葉の定義とそれから「まちづくり」という言葉の定義をかなりしっかり議論をしていかなきゃいけないかなという気がするんですけども…。これもやっぱり原案があって、いろいろディスカッションする必要があるかと思うんですけど、どうでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>「まちづくり」はした方が良くと思いますね、おっしゃるとおり。いろんなところで「まちづくりって何だ？」っていう話になりますから。いわゆる「インフラ」も「まちづくり」であるし、「ひとづくり」もそうだし、ソフト…、要するに「ひとづくり」もアプリケーションソフトにするのか基本ソフトにするのかっていう点での考え方もあるでしょうし、「まちづくり」というのはきちんと定義しておいた方が良くと思います。</p> <p>「協働」はさっき、前回のときに出た話をまとめてくれたものでそうずれていませんから、良いんじゃないかと思うんですけども。</p> |
| 部会長 | <p>だから、「協働」は、我々の頭の中ではかなり整理できていると思っているんですけども、ここで市民全般に訴えかけないといけないわけですよ、この言葉については。そこの説得力のある書き方っていうのはかなり工夫しなきゃいけないという意味で気になったので申し上げたんですけども。後は他に問題になりそうなものはここで無いですかね。</p> |
| 委員 | <p>後は「定義してくれ」と依頼があったときに考えれば良いわけで…。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>ですから、今の話で言えば、先ほどの「市」とか「市長等」とかもそうですね。個々の条文を作ったときに「どうも紛らわしいところがあるから、これを一つ定義してしまおう」ということであれば...、どちらにしろ、部会代表者会議もありますし、全体会議もあります。全体会議から部会形式に分かれるときの皆さんの共通認識としては「それぞれの部会で問題を特化して話し合いました」ただ、その部会で話し合われたことがすぐに条例になるわけではなくて、「部会で決まったことは全体会に持って行ってフィードバックしながら最終的に一つに作り上げましょう」ということだったと思います。ですので、先ほどの「目的」のところもそうですけれども、ガチガチにというよりはですね、今は「私達はこういうものが理想的だと思います」というものを持っていくというスタンスで良いのではないのでしょうか。</p> |
| 部会長 | <p>はい、わかりました。それで今日は後、議論するのは基本理念のところですか。基本理念はどういう考え方で取り組めば良いんですかね。</p> |
| 事務局 | <p>部会長さんが、今、私と同じ書籍を持っていらっしゃるのこの本でお示したいんですけども、「基本理念と基本原則とは何ぞや」というのがこの67Pに出ているんですね。どちらにしましても、他市の状況を見ますと、ほとんど似た内容であるという感じがします。ニセコ町の場合は前文の中で基本理念を謳いこんでいると思われまますので、基本理念の項目は無く、基本原則の項目のみなのですが、その他になりますと基本理念と基本原則の項目は併記というような形が多いと思われまます。</p> <p>67Pの中ほどに基本理念・基本原則の関係の記載がありますけれども、一般的には前者はまちづくりの基本的な考え方、後者は具体的な進め方と整理すると理解しやすいと書いてあります。</p> <p>ですので、「この部会として『基本理念』と『基本原則』をどのように捉えますか」ということですよ、そしてそれに則って、他の部会に対して基本原則として掲げるものがあるのであれば、条例を作るときに「こちらに行こうか」という話が出てくることになるのだと思います。</p> <p>時間も残り少ないので、私が誘導するようで恐縮なんですけれども、「理念」と「原則」について、今、お話しました基本的な考え方に対応するような形で、前文を作ったときのように、他の自治体等を参考にさせていただいても結構なんですけど、「理念とはこうあるべきだね」、「原則はそれに対してこう言えば良いんじゃないの」というように箇条書きみたいな感じにして、それを持ち寄って話をされたら部会代表者会議の時には「理念部会ではこういったことが基本理念、基本原則と思っています」ということを持っていきやすいのではないかと考えています。</p> |
| 部会長 | <p>なるほど。で、基本理念と基本原則を部会代表者会議に持っていくということですか？</p> |
| 事務局 | <p>そういうふうに話をすれば、またそこで議論が出来るのかなと思ったので。基本理念、基本原則がしっかりした方が話がしやすいとおっしゃっていた部会</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>もありますので、このときにご提示が出来れば周りの部会も「大分市はこういう方向で行くんだな、だったら、自分たちはこう考えてみようか」と次の議論のステップにはなるかと思います。</p> |
| 部会長 | <p>では今度の28日の部会で集まったときに、ある程度成文化しなきゃいけないって話になるんですか。</p> |
| 事務局 | <p>皆さんが箇条書きで持ち寄って、例えば、そのうち5つあった内に3つが理念部会で必要だということになれば、それを箇条書きの形で示しても良いと思います。</p> |
| 部会長 | <p>それをやるとすると、どういう段取りが良いですかね。</p> |
| 委員 | <p>これも成文化そのものは決まり文句になるでしょうから、前文のようなフリートークが出来るようなことにはならないでしょうか。キーワードを、「これとこれとこれは入れてくれ」というようなものをそれぞれ皆で用意すれば良いんじゃないですかね。例えば『協働』と『自立』を入れて」とかみたいだね。そういうのを入れていけば。</p> |
| 事務局 | <p>私はもう、一つ出ていると思うんですよね。と言うのは、以前、どなたかが「市民が主権者である、市民が主体である」ということを言われて、皆さんが「そのとおりだ」とうなずいていらっしやったので、一つの項目はそこでもう決まっているのではないかなと思っています。</p> |
| 部会長 | <p>とにかく、次回に文章はいいから、キーワードを箇条書きで、必要だと思ったものをリストアップしたものを出していただくことでよろしいですか。</p> |
| 事務局 | <p>よろしいですか。もうかなり、話が進んで来ましたので、「前文」がもうイメージされていると思うんです。そして「目的」もイメージされていると思います。「そんなに変わらないな」というイメージ。今の段階でそう大きな議論の幅は無いんじゃないかなと。それから「定義」も最低必要なものはどれかということで、それ以外のものは要請があれば入れていこうということで。問題は「理念」と「原則」、これをどういうふうに使分けるとかということ、と、「理念」と「原則」にどういうフレーズを持っていくかということだと思います。各委員さんが、『理念』にこの言葉を、『原則』にこの言葉を」というのを考えておいていただけますと、次の議論展開がされやすくなると思います。</p> |
| 委員 | <p>「理念」そのものは明文化しなくても良いんだよね、コンセプトなんだから。全体としてこの基本条例の底に流れているものがあれば良いわけだから、これは別に明文化しなくても。「原則」の方はきちっと明文化しておかなくちゃならないけれど、「理念」の方は「我々の基本的な考え方はこういうことです」ということだけだから。文章化する必要は無いんじゃないかな。</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>個人的な想いもあるんですけども、「前文をどういう形で仕上げるか」ということで「基本理念」をどういう形に持っていこうかなということに、少し、影響が出てくるんじゃないかなと思います。</p> <p>前文に詳しく盛り込んでいくと、「理念」の分が入ってしまいますので、その分を例えば先ほど担当が言いましたように、ニセコ町は「基本理念」というフレーズがないということです。今、想定されています前文の中で「基本理念」をどういう形に持っていこう、「基本原則」をどういう形に持っていこうというのを意識されて準備されれば議論展開がなされやすいんじゃないかなと思います。</p> |
| 事務局 | <p>ちょっと、他の部会からお話がありまして、どの自治基本条例の中にも「教育」の話が出ていないんですね。他の部会の話の中では「条文の中には入ってくる余地が無いから、もしかしたら理念とか基本原則の中に入ってくるのかな」というところがあります。そういったところも頭に入れておいていただけると、と思うのですが。</p> |
| 委員 | <p>今日は法規の職員はいないの？</p> |
| 事務局 | <p>OBがいます。</p> |
| 委員 | <p>入れて良いんだろうか。入れて良いものなら入れたいけれど。</p> |
| 事務局 | <p>そこが非常に微妙なところでして。意識をしていただいて、最終的にどこに入れ込むか入れ込まないかというのを考えていただきたいという今の状況です。ですから、どこに入れるというのは非常に難しいと思いますので、意識をしていただいて、条文化するのかそれとも条文化するのは似つかわしくないのかどこか基本理念とかに持っていくか、それとも極端に言えば、前文でちょっと触れるかというのはあるんですけども、現時点でなかなか結論が出しにくいと思いますので、そういうところを意識して臨みたいという意向でもありましたので、こちらの部会でもそういうふうに意識していただけたらと思います。「必ず入れる」というのは難しい面があると思いますけれども。</p> |
| 委員 | <p>「次世代の健やかな成長を願って」みたいな表現までなら良からうけれど、ぽんと「教育」という言葉を使ってしまうと、「ちょっと法規と相談を」という話になるでしょう。</p> |
| 事務局 | <p>「地域で守り育てる」という子どもたちをですね、そういうふうな意味合いでの意見も出されておりましたので。「次世代を担う子どもたちを地域で守り育てる」という意味合いでのフレーズが欲しいというような話もありましたので、その辺のところを意識していただけたらなと思います。</p> |
| 事務局 | <p>私は市政運営部会を担当させていただいているんですけども、部会の会議でかなり長い時間、「教育」ということで議論をされているので、その中での話</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>でもですね、部会代表者会議のときに理念部会の方にその辺の話をしたというようにご意見もありましたので、こちらの部会ではそういった議論はあまりされていないようでもありましたので、突然、部会代表者会議の席上で話が出ることもあるのではないかと思います、このような話をさせていただきました。</p> |
| 委員 | <p>逆に法規できちっと明確にしてくれないかな。それは、僕たちが言える話じゃないでしょ。</p> |
| 事務局 | <p>こちら事務方でもですね、他都市の条例にどうして「教育」が謳われていないかというのをもう少し研究したうえでですね、最終的な結論が出るかは分からないんですけども...。「教育」というものは当然、きちんと行われるべきというのは全国共通の話なんですけど、決まった枠の中でどういうふうに動かしていくというのを、自治基本条例という大きなものの中に謳いこむというのは非常に難しいんだろうなという印象はあるんです。</p> <p>さっき委員がおっしゃったようなちょっとふわっとしたような表現であれば、入れるということは不可能ではないのかなと思うんですけども。具体的な方向、位置付けをこの条例の中に言葉として入れるのはちょっと難しいのかなという気がするんですけども。</p> |
| 事務局 | <p>その辺は事務局の方でも...</p> |
| 委員 | <p>整理してくれないかな。結局「教育」の独立性を「自治」という団体の側から侵害できないという上部法との問題があるからだろうと思うんだ。どこも入っていないから。入れたいのは山々だよ僕も。</p> |
| 事務局 | <p>「執行機関」には「教育委員会」も当然、入りますので、「教育について謳えない」ということは理屈上、無いはずだと思うんですけども...</p> |
| 委員 | <p>「執行機関」として自治基本条例の中に「教育委員会」を入れて良いかどうかも問題あると思うよ。それも調べてもらえないかな。確かに教育委員は市長が任命権者であるけれども、実際、教育委員会が決めたことに市長は口を出せないから。</p> |
| 事務局 | <p>一般的には、教育委員会もこの自治基本条例の中に含んでいると我々は考えておりますので、理論上は先ほども申し上げましたとおり、「入れ込んでおかしくない」とは思っておりますが、ただ表現の仕方によっては似つかわしくないというような形になりかねないので、各委員さんからそういう話が出たということもありますので、どういう形で入れ込めるのかということも事務局サイドでちょっと考えてみたいと思います。入れ込むとすればですね。</p> |
| 委員 | <p>「教育」に関しては、入れられるなら入れたいくらいだけど。当然ね、これだけ問題がある国ですから。</p> |

| | |
|-----|---|
| 部会長 | ものすごく大事なことだと思いますよね。 |
| 委員 | ただ、どこも入れてません。「子どもを育てる環境」とかは出てきますけれど「教育」という言葉は出てきません。 |
| 部会長 | それは「教育の独立性」とかの縛りがあって書けないということじゃないんですか。 書き方である程度工夫するとしても、やっぱり出来るだけ問題が起こらないような配慮をしたうえで、書くことは書くと、要するに今は時代が変わろうとしているわけですから、先を見てこの条例を作っていかなきゃならないんで、「先を見る」というのはどういうことかって言えば、やっぱり教育も含めて、「自治」に含まれるあらゆることにしっかり取り組まなくちゃいけないということだと思うんですよ。新しい、これから先の時代に合わせてやっていかなきゃいけないって思うんですね。 |
| 事務局 | 文面ではそれを取り込むことによって、大分市の自治基本条例の独自性っていうものが一つ出てくるのかなっていう想いもあります。 |
| 部会長 | だからそれはむしろ「事なかれ主義」ではなくて「事起これ主義」で…。 |
| 委員 | いや、もうそれは矢面に立たなければならない部会長さんがそのおつもりなら、我々はいくらでもバックアップしますよ。 |
| 部会長 | 部会長が矢面に立つのは、ほんの一時ですけど、作ってしまうと市長さんがずっと長年にわたって批判されるっていうのは無いんですかね。 |
| 事務局 | 内部で十分、話したいと思います。 |
| 部会長 | まあ、そういうことで前向きの気持ちで基本理念をしっかりと書くということになると思いますが、ただこの「基本理念」と「基本原則」というのは本当、ちょっと混乱しますね。一緒にしたらいけないんですか。 |
| 委員 | 一緒にするっていうよりも「理念」というのは「哲学」ですよ。で「原則」というのは「システム」ですよ。ですから本来、「理念」そのものは…、「理念」に反映されて「システム」が出てくるわけですから、「理念」そのものが条文の中に存在しなくても良いんですよ。 |
| 部会長 | だからシステムは法体系というか、条例の背景の中に全部仕込まれるわけですよ。それは実務的に仕込んでいけば問題は無いんですが、「理念」があって「原則」があってというとその「原則」は何だって、「理念」とどう違うんだってなって、理屈付けが難しいんですよ。 |
| 委員 | どちらかっていうと、「理念」が前文の中に入らないかなあって思いますね。 |

| | |
|-----|---|
| 委員 | <p>そうなんです。本来は前文の中に謳っていることがそのまま理念になると思うんです。</p> |
| 委員 | <p>屋上屋を架すような条例にならないように、出来るだけ中に入れてしまった方がすっきりするのかな、前文の中に入るのなら。その方が見る人はわかりやすいのかな。</p> |
| 部会長 | <p>とりあえず、「基本理念」も「基本原則」も他所の条例を参考にしながら考えてみるにしても、だらだらと書くよりも前文の中でパチッと決めた方が早いじゃないかって考え方も出てくるだろうし、ちょっとそこら辺も意識しながら「理念」と「原則」を見ていかなきゃならないですね。</p> <p>それではそういうことで28日ですね、また再度集まって議論をするんですけど…。</p> |
| 事務局 | <p>事務局から、今日決まったことを目合わせさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>本日お話をさせていただきました前文につきましては、前回の議論の中の3段構成等の中で4点見合ったものがあったということで、委員さんの方でエッセンスを抽出したものを28日の部会の際に部会代表者会議や全体会議のたたき台となるように議論できるように出させていただけるということ。</p> <p>文言の定義につきましては「協働」は先ほどお話をさせていただいたような内容で、「市民」については広く包含するというのでいきましょうと、また「市」や「市長等」につきましては、それぞれの条例の中で個別に表現してもらって、最終的にまとめる必要性が出たときに改めて定義するというのを部会代表者会議なりに提案していくということでした。</p> <p>「目的」「理念」「原則」につきましては、たたき台ということで箇条書き程度のもを持ち寄って理念部会の理想として部会代表者会議で示せるように議論するということでした。</p> <p>本日のお話はそういうことであつたと思いますけれど、これでよろしかったですでしょうか。</p> |
| 部会長 | <p>皆さん、よろしいですかね。</p> <p style="text-align: center;">（はいの声）</p> |
| 部会長 | <p>では、28日お忙しいでしょうけれどもよろしくお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>場所につきましては本日と同じ第5委員会室が確保出来ております。</p> |
| 部会長 | <p>14時からでした。それまで私達が用意しておくのは、委員さんが最終案になるであろう原稿案と、めいめいが作る箇条書きの案ですね。事務局の方からは何か…。資料は出てくるんですか。</p> |

| | |
|-----|--|
| 委員 | 「目的」のところは今日、副部会長さんが持ってこられたものをベースに事務局で作れないか。もうほとんど考え方は一緒じゃないか。あまり委員の皆さんに負担を求めても、皆さんそれぞれの仕事もあるし。そのあたりは少し事務局でフォローしてあげてくれないか。 |
| 事務局 | それは、確かにそういうところがありますから、そういうご指示ということであれば…。 |
| 委員 | 委員さんと副部会長さんの案は少しニュアンスに違いがあるんだけど、良いですか。 |
| 部会長 | 出来るだけ、「理念」とか精神論的なところ以外は事務的に整理できるものは整理していただいて、それで我々がそれを見て「バランスが取れていい案になっていますね」ということで確認できればそれで良いと思うんですけども。 そういうものと、前文のときみたいに何回も時間をかけてペーパーを持ってきていただいて議論しましたけれど、大事なことはあれくらいの議論をしないといけないとなると…、そういうのは集中してやりたいものですから。 「理念」とか「原則」の部分はやるとしても他のところは、事務的に整理していただいたものでやらせていただくと非常にありがたいんですけど…。 |
| 事務局 | ただ今そういうご指示があったというふうに受け止めておりますので、「目的」のところにつきましては整理をさせていただきます。 |
| 部会長 | それで、我々がここで議論をするときにすぐに議論に入れるような目星になるようなペーパーが一枚でもないと違いますので、それを是非用意していただけたらありがたいんですけど。 |
| 事務局 | 今日の議論をまとめたようなものということによろしいのでしょうか。 |
| 部会長 | 今日の議論をまとめたものと、次の議論のルールになるようなものを引いておいていただければ。 |
| 事務局 | 箇条書きで…。 |
| 事務局 | こういうフレームはどうでしょうかという意味合いで。 |
| 部会長 | はい。 |
| 委員 | 今まではそういうのを部会長さんとか副部会長さんに送ったりしていなかったの？ |
| 事務局 | 今までは特にしていませんでしたね。 |

| | |
|-----|---|
| 事務局 | <p>特に問題があったりとか方向性が定まらないというところはお話しすることはあったんですけども、どちらかというところ、この部会は積極的にお話をいただいていますので、全てお願いした方が良いのかなという気持ちでございました。今回は改めてご指示がありましたので、その点は準備させていただきたいと思っております。</p> |
| 部会長 | <p>皆さん、積極的に意見を出していただけるものですから、何とかやってきていますけれども、これから後の課題を逐次処理していくときのレベルの高い低いやり方を工夫した方が上手くいくと思いますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それと我々の作業の最終ターゲットはどの辺になるんですか。</p> |
| 事務局 | <p>本来ですと、今年度中に素案が出来るという案だったんですけども、今の状況では難しいというところですね。</p> |
| 部会長 | <p>予定スケジュールっていうのはないですか。いつまでに仕上げるっていう。</p> |
| 事務局 | <p>あくまで予定ということですが、昨年の第9回の全体会の中での委員皆さんの統一の考え方は、3月末に素案を出しましょう、来年度に入ってから市民意見交換会等やって、最終案を出すというところで確認をされていたと思います。</p> <p>先ほども話がありましたけれど、部会に分かれてからの進捗状況の差がかなりございまして、今の状況では月2回の部会をやったとしても3月末に素案が出来るのはかなり厳しいのかなという気がしています。</p> <p>一応、事務局としては1ヶ月遅れる可能性はありますけれども、4月、どんなに遅くとも5月には素案という形を作り上げたいと思っております。それから6月議会後になると思っておりますけれども、市民意見交換会の開催というような今のところの修正イメージとしております。</p> |
| 部会長 | <p>わかりました。3月は無理だということのようですが出来るだけ前倒しで…。</p> |
| 事務局 | <p>この部会では、たたき台が3月にはもう出来るのではないかと考えておりますけれども、それを全体とすり合わせていくには、まだまだ進捗状況が芳しくないところもありますが…。</p> |
| 委員 | <p>事前に期限が切られているわけではありませんから。検討委員会の内部で目安で3月って決めただけであって。誰かから言われてそこに期限を設けているわけじゃないので。そう心配はいらないと思っておりますけれども。</p> |
| 部会長 | <p>いや、こっちが遅れると他所の部会に迷惑をかけるから…。それでは今日の部会を終わります。どうもありがとうございました。</p> |